

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録要綱

令和3年12月17日

(目的)

第1 この要綱は、『ワクチン・検査パッケージ制度要綱』（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）等に基づき、長野県において信州の安心なお店の認証を取得した県内事業者が、ワクチン・検査パッケージを活用するに当たって行う登録に関する事項を定めるものである。

信州の安心なお店認証制度の取得と、ワクチン・検査パッケージ制度への登録を通じ、県内事業者の感染対策と経済活性化の両立を支援することを目的とする。

(定義)

第2 「ワクチン・検査パッケージ」とは、飲食店等の事業者が、入店者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日政府新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく制度をいう。

2 飲食店等の事業者は、ワクチン・検査パッケージの活用に当たり、利用者に対し、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めることとする。この際、利用者がワクチン接種歴か検査結果のいずれか一方しか選択できないことは、ワクチン・検査パッケージに該当せず、行動制限の緩和の適用とはならないことに留意する。

3 「信州の安心なお店」とは、「信州の安心なお店認証制度実施要綱」に基づく県の第三者認証制度をいう。

(対象)

第3 本要綱に基づく登録の対象となる者（以下、対象事業者という。）は、次の各号のいずれかを満たす者であって、県への登録を行った事業者（以下「登録認証事業者」という。）とする。

- (1) 「飲食店」の業種として信州の安心なお店認証を取得した事業者
- (2) 「カラオケボックス業」の業種として信州の安心なお店制度を取得した事業者
- (3) 「冠婚葬祭業（結婚式場業）」として信州の安心なお店認証を取得した事業者（宿泊業で認証を取得した事業者であって、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）で行う事業者を含む。）
- (4) 第1号から第3号に掲げる業種以外の業種として信州の安心なお店認証を取得した

事業者であって、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を有する事業者

(登録)

第4 ワクチン・検査パッケージによる行動制限の緩和を受けようとする事業者は、様式第1号により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用する旨の登録申請をしなければならない。

(公表)

第5 知事は、対象事業者からの登録申請を受け付けたときは、登録認証事業者及び施設(以下「登録認証施設」という。)について、信州の安心なお店公式ホームページ等で公表することとする。

(登録ステッカーの利用等)

第6 登録認証事業者は、認証施設において登録ステッカーを利用(当該認証施設の利用者の見やすい場所に登録ステッカーを貼付することをいう。以下同じ。)するとともに、認証施設が「ワクチン・検査パッケージ登録店」であることを広告等で利用、発信することができる。

2 登録認証事業者は、その責めに帰することができない事由により登録ステッカーを破損又は汚損、若しくは亡失したときは、様式第2号により登録ステッカーの再交付を求めすることができる。

3 登録認証事業者は、登録ステッカーを第三者に譲渡する等、自らの利用以外のために供してはならない。

(調査等)

第7 知事は、必要があると認めるときは、登録認証施設を調査し、又は登録認証施設の取組み等を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(登録認証事業者の責務)

第8 登録認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 登録について登録認証事業者が確認すべき事項等を誠実に実施し、及びその従業員に対策の実施を徹底させること。

(2) 登録ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。

(3) 知事が行う登録認証施設に係る調査に協力すること。

(4) 利用者等に対し、登録認証施設利用時に必要な取組みについて、ワクチン・検査パッケージ適用前から情報発信すること。

(5) 登録認証事業者の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の陽性者

が発生したときは、直ちに様式第3号により、状況の報告を行うこと。

(登録の辞退)

第9 登録認証事業者は、登録を辞退するときは、様式第4号により辞退を届け出ることとする。

2 前項の届出をした事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「ワクチン・検査パッケージ登録店」の名称の利用を止めなければならない。

3 知事は、第1項の届出をした事業者が認証ステッカーの利用を止めていること等について、確認することができる。

(登録の取消し)

第10 知事は、登録認証事業者が以下のいずれかに該当することを確認したときは、当該登録認証事業者に対して、取組等の改善を要請し、又は登録を取り消すことができるものとする。

1) 県の調査によりワクチン・検査パッケージの運用が長期にわたって適切に行われておらず、かつ、その是正についての対応が見込めないと判断されたとき。

2) 登録認証施設においてクラスターが発生したと保健所長が判断した時。

3) その他、ワクチン・検査パッケージの適正な運用の遵守が見込めないものとして知事が必要と認めるとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該事業者に対し、様式第5号により、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「ワクチン・検査パッケージ登録店」の名称の利用を止めなければならない。

4 登録認証事業者が、信州の安心なお店認証制度実施要綱第15の規定により認証の取消しとなった場合、ワクチン・検査パッケージ制度の登録も同時に取り消すこととする。

5 この他、登録認証事業者が、信州の安心なお店認証制度実施要綱第10の規定による更新手続きを行わず、認証の効力を失ったときは、ワクチン・検査パッケージ制度の登録も同時に効力を失うこととする。

(免責)

第11 県は、対象事業者が登録を受けられなかったこと、登録認証事業者が登録を取り消されたこと若しくは登録認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切

の責任を負わないものとする。

(補則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、登録制度の運営に必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 1 2 月 1 7 日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく登録制度については、国の動向及び新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

様式第1号（第4関係）

長野県知事 様

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録申請書 兼 誓約書

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録要綱の規定に基づき、次のとおり申請、誓約します。

1. 申請者

2. 店舗名・店舗所在地（複数店舗ある場合は、それぞれの店舗名と店舗所在地を記載）

3. 信州の安心なお店認証制度 認証番号

4. 申請日

=====

登録に当たっては以下の事項について遵守することを誓約します。

（各項目を誓約する場合には、□にチェックをお願いします。）

- ワクチン・検査パッケージ制度の適用による行動制限の緩和を受けるに当たり、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）及び「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日付け事務連絡）を遵守します。

- 登録後、登録要綱に規定する取消し規定に該当した場合には、取消し処分に従いワクチン・検査パッケージの適用を中止します。

- 登録店舗の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したときは、直ちに信州の安心なお店応援キャンペーン事務局に対し、様式第3号に沿って報告します。

- 新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合には、保健所の調査に率先して協力します。

様式第2号（第6関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者氏名
事業所名（店舗名）
所在地

登録ステッカー再交付申請書

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録要綱第6の規定により、登録ステッカーの再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 認証番号

第 号

2. 登録施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 再交付申請の理由

（注）再申請に当たっては長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録要綱第6第2項に列挙する事由に該当する場合のみ申請可能であり、それ以外の理由による再交付の申請は受理しかねます。

様式第3号（第8関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者氏名
事業所名（店舗名）
所在地

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度 状況報告書

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録要綱第8の規定により、以下のとおり報告します。

1. 認証番号

第 号

2. 登録施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 感染者の発生状況

様式第4号（第9関係）

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者氏名
事業所名（店舗名）
所在地

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度 辞退届

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録要綱第9の規定により、登録制度を辞退したいため、以下のとおり申請いたします。

1. 認証番号

第 号

2. 登録施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 辞退の理由

様式第5号（第10関係）

令和 年 月 日

（申請者） 様

長野県知事 名

長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録 取消通知書

年 月 日付けで登録申請のあったことについて、長野県飲食店等ワクチン・検査パッケージ制度登録要綱第10第2項の規定に基づき、次のとおり認証を取り消します。

については、同第3項の規定に基づき、直ちに登録ステッカーを破棄するとともに、「ワクチン・検査パッケージ登録事業者」を広告等で利用、発信している場合には、直ちにその利用、発信を中止してください。

1. 認証番号

第 号

2. 登録施設

申請者：

施設名（店舗名）：

所在地：

3. 取消しの理由